

# 第7章 計画の推進と評価

## 1 年間スケジュール

以下の年間スケジュールにより特定健診、特定保健指導を実施します。

### 年間スケジュール

月	特定健診	特定保健指導
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団健診の問診票発送</li> <li>● 前年度実績報告のための「名寄せ作業」(4月1日現在)</li> </ul>	
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団健診の実施</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別健診の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団健診分の保健指導対象者抽出</li> <li>● 健診結果説明会(初回時面接を兼ねる)</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別支援</li> </ul>
8月		
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秋の集団健診の実施(状況に応じて実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価(3ヶ月経過後から)</li> </ul>
11月		
12月		
1月		
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業実績の整理と次年度事業の企画</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報</li> <li>● 翌年度の健診対象者抽出</li> </ul>	個別健診や秋の集団健診受診者の特定保健指導は必要に応じ年度をまたいで実施

## 2 「メタボリックシンドローム」等の周知の推進

多様な広報媒体や機会を活用し、また、関係機関（各種保健・医療・福祉関係機関、各種産業団体、学校等）の協力を仰ぎながら、「メタボリックシンドローム」や特定健診・特定保健指導の周知を行います。

### 特定健診・特定保健指導の周知方法

項目	概要
広報等での周知	市広報、市ホームページ、回覧板、地元新聞などで、メタボリックシンドロームの情報や特定健診・特定保健指導の案内を随時掲載する。
ポスター、小冊子等の作成・配布	ポスターや小冊子などの作成・配布を適宜実施する。
地域活動を通じた周知	市内の各種団体の会合等において、市の保健師・管理栄養士・保健推進員などによる講座・相談を随時実施する。
保健・医療・福祉関係機関等による周知	対象者に接する機会が多い保健・医療・福祉関係機関の場においても、特定健診・特定保健指導の情報を周知する。

## 3 計画の周知の推進

高齢者医療確保法第 19 条第 3 項で、本計画の策定または変更後の公表義務が定められているため、館山市ホームページに掲載し、公表・周知を行います。

## 4 計画の評価・見直し

国への結果報告様式や、「標準的な健診・保健指導プログラム」で示されている評価項目などを活用し、毎年度の進捗状況を館山市市民課・健康課で連携し、把握・評価し、次年度以降の事業の充実につなげるとともに、必要に応じて、事業の実施方法の見直しに努めます。

**第3期 館山市  
特定健康診査・特定保健指導実施計画**

発行：館山市健康福祉部市民課・健康課

〔市民課〕 〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1  
TEL：0470-22-3428 FAX：0470-23-3115  
e-mail：siminka@city.tateyama.chiba.jp

〔健康課〕 〒294-0045 千葉県館山市北条 740-1（館山市コミュニティセンター内）  
館山市保健センター  
TEL：0470-23-3113 FAX：0470-22-6560  
e-mail：kenkouka@city.tateyama.chiba.jp